

平成30年 7 月12日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成事業
（平成28年度及び平成29年度）」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業概要等

事 項	内 容																										
事業概要	本事業は、出願された商標が商標登録を受けることができない商標に該当するか否かの判断を効率的に行うため、構成中に図形要素を含む商標について、特許庁の図形商標検索システムと専用回線により接続された図形審査端末を利用し、既登録商標や出願商標等について図形要素の観点から類似する商標の絞り込み調査を行い、その調査結果（サーチレポート）を納入するものである。																										
契約期間	平成28年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの 3 年間																										
受託事業者	一般財団法人日本特許情報機構																										
契約金額 （単価）	7,440円（税抜） ※業務期間（平成28年4月1日から平成31年3月31日）3年間に納入した（する）サーチレポート1件当たりの単価 商標登録調査依頼件数は、事前に予想できないため、単価で契約。 【参考】過去のサーチ件数、契約単価等 <table><tr><th>年 度</th><th>市場化テスト時期</th><th>サーチ 件数(A)</th><th>契約単価（税 抜）円(B)</th><th>(A) × (B) 円</th></tr><tr><td>平成24年度</td><td>市場化テスト直前</td><td>28,031</td><td>7,686</td><td>215,446,266</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td rowspan="2">第一回評価対象</td><td>28,931</td><td rowspan="2">7,541</td><td>218,168,671</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>29,044</td><td>219,020,804</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td rowspan="2">第二回（今回）評価 対象</td><td>32,150</td><td rowspan="2">7,440</td><td>237,910,000</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>32,840</td><td>243,016,000</td></tr></table>	年 度	市場化テスト時期	サーチ 件数(A)	契約単価（税 抜）円(B)	(A) × (B) 円	平成24年度	市場化テスト直前	28,031	7,686	215,446,266	平成25年度	第一回評価対象	28,931	7,541	218,168,671	平成26年度	29,044	219,020,804	平成28年度	第二回（今回）評価 対象	32,150	7,440	237,910,000	平成29年度	32,840	243,016,000
年 度	市場化テスト時期	サーチ 件数(A)	契約単価（税 抜）円(B)	(A) × (B) 円																							
平成24年度	市場化テスト直前	28,031	7,686	215,446,266																							
平成25年度	第一回評価対象	28,931	7,541	218,168,671																							
平成26年度		29,044		219,020,804																							
平成28年度	第二回（今回）評価 対象	32,150	7,440	237,910,000																							
平成29年度		32,840		243,016,000																							
入札の状況	1 者応札（説明会参加 2 者／予定価内 1 者）																										
事業の目的	上記事業概要に同じ。																										
選定の経緯	平成23年度に、政府系公益法人等が一者応札等で受注していた事業として自主選定され、平成24年 7 月の基本方針に掲載された。																										

Ⅱ 評価

1 概要

市場化テストを終了することが適当である。

2 検討

(1) 評価方法について

特許庁から提出された平成28年4月から平成30年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容		
確保されるべきサービスの質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている		
	確保されるべき水準（一例）	評 価	
		平成28年度	平成29年度
	(1) 調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数（フィードバック報告件数） 審査官と同等の視点からの調査が必要となるため、実施件数全体の1%以内とすること。	0% 実施件数 32,150件のうちフィードバック件数は0件	0.01% 実施件数 32,840件のうちフィードバック件数は4件
	(2) 成果物の納入 成果物については、分割納入とし、原則週1回納入すること。	週1回納入	週1回納入
	(3) 成果物の納期 成果物については、特許庁が発注した日から2か月以内に、遅滞なく納入しなければならない。 なお、契約1年目の年度当初は、審査の遅延を回避するため、上記納期サイクルより極力短い期間（発注から3～4週間程度）で納入できる体制を整備しておくこと。	納入実績年間平均 1.5か月 なお、平成28年4月及び5月については発注から4週間程度で納入。	納入実績年間平均 1.3か月
	(4) 早期審査対象の出願等の納期 早期審査、その他案件処理に緊急性を要する出願として、特許庁が個別に発注した案件については、発注から2週間以内に納入すること。	発注から2週間以内（平均2.4日）に納入。（対象案件数286件）	発注から2週間以内（平均4.0日）に納入。（対象案件数471件）
	(5) 年間の納入回数 年度ごとにその納入処理を行うこと（約	全件年度内に納入。	全件年度内に納入。

	50回)。	(納入回数49回)	(納入回数50回)
	(6) 1 ロット当たりの納入件数 出願数の動向から多少の変動はあるものの、1 ロット 623 件程度の納入処理が可能な実施体制を確保すること。	実施済み。 (平均670件)	実施済み。 (平均657件)
民間事業者からの改善提案	1. 業務の効率化について 発注用電子データから調査者全員が確認できる管理用データベースを作成し、これを用いて全体の進捗状況を把握しながら調査者に調査案件（早期審査案件も含む。）を振り分けている。このデータベースの利用により進捗管理業務の効率化を図っており、その結果、納入期間の短縮や実施経費の削減についても効果をあげている。 2. 調査結果（サーチレポート）の品質向上について 以前より調査者等に調査方法、業務に要する高い専門知識を修得させるための職員教育体制を確立している。 また、ウィーン図形分類の検索式を用いているところであり、高い頻度で出願されるハウスマーク商標などを検索するために、モデル検索式を事前に作成、蓄積し、それを活用することで、同様の商標間の調査結果のばらつきを回避するなど、品質向上を図っている。 納入された調査結果（サーチレポート）の品質の高さは、フィードバックがほぼ無いことから裏付けられている。		

（３）実施経費（税抜）

本事業における実施経費は「年間調査件数は外部要因である商標出願件数により毎年度変動するため、契約単価を用いて従来経費と比較することとする。

従前経費（平成24年度）	7,686円（契約単価）
実施経費（平成28～30年度）	7,440円（契約単価）
削減額	246円（契約単価）
削減率	3.2%
民間事業者からの削減提案	上記「（２）の民間事業者からの改善提案」のとおり、発注用電子データから調査者全員が確認できる管理用データベースを作成し、これを用いて全体の進捗状況を把握しながら調査者に調査案件（早期審査案件も含む。）を振り分けている。このデータベースの利用により進捗管理業務の効率化を図っており、その結果、納入期間の短縮や実施経費の削減についても効果

	をあげている。
--	---------

【参考】過去のサーチ件数、契約単価等

年 度	市場化テスト時期	サーチ 件数(A)	契約単価（税 抜）円(B)	(A) × (B) 円
平成24年度	市場化テスト直前	28,031	7,686	215,446,266
平成25年度	第一回評価対象	28,931	7,541	218,168,671
平成26年度		29,044		219,020,804
平成28年度	第二回（今回） 評価対象	32,150	7,440	239,196,000
平成29年度		32,840		244,329,600

（４）選定の際の課題に対応する改善

課題	競争性の課題が認められたところ、①準備期間に特許庁の講習等を希望する場合は協議の上支援、②人員確保が多いことを加点点評価で有利にしない、③グループによる入札を認める、など参加資格の緩和等を実施したが、結果１者応札するに至り、課題として残った。
----	---

（５）業務の特殊性等

本事業には、下記のような特殊性があり、競争が働きにくいものと評価される。

- ① 商標法、商標審査基準、ウィーン図形分類、図形検索等の高度な専門知識を有する者（管理者１名以上。また、少なくとも調査者の４分の３は、「ウィーン図形分類」、「図形商標の検索」等の専門知識を有する者。）を配置しなければならないこと。
- ② 大量のデータを毎週発注しており、一定の品質を保持しつつ、安定的かつ継続的にデータを納品する必要があるため、図形端末の調達や作業を効率化させる特殊設備の構築が必要不可欠であり、多額の準備資金が必要であること。

（６）競争性改善のための取組

本事業に関連して、競争性の改善のため、特許庁は次の取組を実施した。

- ① チェックポイントに対しては、「落札後準備期間に特許庁の講習等を希望する場合は協議の上支援」「人員確保が多いことを加点点評価で有利にしない」「グループによる入札を認める」などの改正を行った。
- ② 説明会に参加したが応札しなかった業者へのヒアリングを実施している。
- ③ 説明会への参加を促すための業者への案内も実施している。

（７）評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、平成28年度、29年度の２カ年とも全て目標を達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、発注用電子データから調査者全員が確認できる管理用データベースを作成し、これを用いて全体の進捗状況を把握しながら調査者に調査案件（早期審査案件も含む。）を振り分けており、この利用により進捗管理業務の効率化を図っており、その結果、納入期間の短縮や実施経費の削減についても効果をあげている。

経費削減効果については、1件当たり単価が約246円（3.2%）減少し、経費節減が図られている。

これらにより、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現がされたと判断され評価できる。

一方、入札の状況は1者応札となっており、競争性に課題が認められる。

この点、本業務には、①高度な専門知識を有する者を配置しなくてはならないこと、②大量のデータの品質保持、安定的・継続的納品の必要から特殊設備の構築が必要不可欠であり多額の準備資金が必要であること、といった特殊性がある。

特許庁としては、①特許庁の講習等を希望する場合は協議の上支援すること、②人員確保が多いことを加点評価で有利にしないこと、③グループによる入札を認めること、など競争性改善のための取組を行ったことが認められる。

（8）今後の方針

本事業の市場化テストは今期が2期目である。事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ・ 実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。
- ・ 経済産業省に設置している、外部有識者で構成している経済産業省契約等評価監視委員会において、事業実施状況のチェックを受ける仕組みがあり、またこの事業の評価委員会を設置する準備を進めている。
- ・ 確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していた。
- ・ 経費削減については、従来経費からの削減率3.2%の効果を上げていた。

一方、入札において、1者の応札であり、競争性に課題が残っている。

以上のとおり、競争性において課題が残るため、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

市場化テスト実施過程において（6）に記載のとおり様々な入札改善策が十分に講じられ、また、的確な広報活動により複数の説明会参加者が確保されたが競争性の確保には至らなかった。

この結果を踏まえて、入札参加が期待される説明会参加者等に対してヒアリングを実施したところ、参入が困難な理由として（5）に記載のとおり入札の改善では対応が困難な本業務に内在する特殊性が明らかになった。

このため、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めないと考えられる。

以上のことから、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ．1．

（2）に当てはまるものとして、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、特許庁が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

なお、今後の契約状況によっては事後調査を行うほか、市場化テストの対象事業として再選定されることもある。

以上

平成30年7月3日
経済産業省特許庁

民間競争入札実施事業
商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)
作成事業の実施状況について
(平成28年度及び29年度)

I 事業の概要

1. 委託業務内容

本事業は、出願された商標が商標法第4条第1項第11号に定める商標登録を受けることができない商標に該当するか否かの判断を効率的に行うため、構成中に図形要素を含む商標について、特許庁の図形商標検索システムと専用回線により接続された図形審査端末を利用し、既登録商標や出願商標等について図形要素の観点から類似する商標の絞り込み調査を行い、その調査結果(サーチレポート)を納入するものである。

2. 業務委託期間

平成28年4月1日～平成31年3月31日

3. 受託事業者

一般財団法人 日本特許情報機構

4. 受託事業者決定の経緯

入札説明会では2者の参加があったところ、入札参加者は1者であった。

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業民間競争入札実施要項及び入札説明書に基づき、入札参加者1者から提出された企画書について同実施要項に定める技術審査委員会において審査した結果、必須項目を満たしており合格との判断に至った。その後、平成28年2月25日の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であったため、総合評価方式のつとり上記受託事業者が落札者となった。

Ⅱ 確保されるべき質の達成状況及び受託事業者からの主たる改善提案に関する実施状況

1. 確保されるべき質の達成状況

(1) 調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数(フィードバック報告件数)

確保すべき 対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
審査官と同等の視点からの調査が必要となるため、実施件数全体の1%以内とすること。	0% 実施件数32,150件 のうちフィードバック 件数は0件	0.01% 実施件数32,840件 のうちフィードバック 件数は4件

(2) 成果物の納入

確保すべき対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
成果物については、分割納入とし、原則週1回納入すること。	週1回納入	週1回納入

(3) 成果物の納期

確保すべき 対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
成果物については、特許庁が発注した日から2か月以内に、遅滞なく納入しなければならない。 なお、契約1年目の年度当初は、審査の遅延を回避するため、上記納期サイクルより極力短い期間(発注から3～4週間程度)で納入できる体制を整備しておくこと。	納入実績年間平均 1.5か月 なお、平成28年4月及び5月については発注から4週間程度で納入。	納入実績年間平均 1.3か月

(4) 早期審査対象の出願等の納期

確保すべき 対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
早期審査、その他案件処理に緊急性を要する出願として、特許庁が個別に発注した案件については、発注から2週間以内に納入すること。	発注から2週間以内 (平均2.4日)に納入。 (対象件数286件)	発注から2週間以内 (平均4.0日)に納入。 (対象件数471件)

(5) 年間の納入回数

確保すべき 対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
年度ごとにその納入処理を行うこと。(約50回)	全件年度内に納入。 (納入回数49回)	全件年度内に納入。 (納入回数50回)

(6) 1ロット当たりの納入件数

確保すべき対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
出願数の動向から多少の変動はあるものの、1ロット623件程度の納入処理が可能な実施体制を確保すること。	実施済み。 (平均670件)	実施済み。 (平均657件)

2. 受託事業者の改善提案に関する実施状況

(1) 業務の効率化について

受託事業者は、発注用電子データから調査者全員が確認できる管理用データベースを作成し、これを用いて全体の進捗状況を把握しながら調査者に調査案件(早期審査案件も含む。)を振り分けている。このデータベースの利用により進捗管理業務の効率化を図っており、その結果、納入期間の短縮や実施経費の削減についても効果をあげている。(Ⅲ2.)

(2) 調査結果(サーチレポート)の品質向上について

受託事業者は、以前より、調査者等に調査方法、業務に要する高い専門知識を修得させるための職員教育体制を確立している。また、図形商標の絞り込みにはウィーン図形分類の検索式を用いているところ、高い頻度で出願されるハウスマーク商標などを検索するために、モデル検索式を事前に作成、蓄積し、それを活用することで、同様の商標間の調査結果のばらつきを回避するな

ど、調査結果(サーチレポート)の品質向上を図っている。納入された調査結果(サーチレポート)の品質の高さは、フィードバックがほぼ無いことから裏付けられている。(Ⅱ1.(1))

Ⅲ 実施経費に関する状況(平成28年度及び29年度)

本事業における実施経費は「年間調査件数×1件当たりの単価」によって算出されるが、年間調査件数は外部要因である商標出願件数により毎年度変動することから、単純に実施経費を用いて削減効果を確認することは適当でない。

よって、契約単価を用いて従来経費と比較することとする。

	(従来) 24年度	28年度 ～30年度	単価当たりの 削減額	削減率
契約単価 (税抜き)	7,686 円	7,440 円	246 円	約3.2 %

<経費削減額>

(1) 事業評価期間の削減額(28年度及び29年度)

平成28年度及び29年度合計調査件数64,990件

× 単価当たりの削減額246円 = 15,987,540円

(2) 単年度当たりの平均削減額

7,993,770円(3.2%)

Ⅳ 評価のまとめ

平成28年度及び29年度において、確保されるべき質として設定した目標については達成している。

また、受託事業者による業務改善提案の実施により、納入期間の短縮及び経費削減並びに調査結果(サーチレポート)の品質向上の点で効果を上げていることは評価出来る。

実施経費については、年間平均調査件数で従来経費(単価)と比較すると、単年度当たり7,993,770円(3.2%)経費が削減されている。

本事業においては、早期審査対象の出願等について、相当数の早期納品を実現しており、審査処理促進に貢献している。

Ⅴ 今後について

事業全体を通した実施状況は以下のとおりである。

- (1) 実施期間中に受託事業者が業務改善指示を受ける、業務に係る法令違反行為等を行った実績はない。
- (2) 法律専門家等外部有識者で構成された「評価委員会」を設ける等、実施状況のチェックを受ける体制を整えることについて準備を進めている。
- (3) 本事業の入札において応札者は1者であったが、これは本事業の遂行に必要な人員、能力及び設備等を備えられる事業者が限られているためであり、一定の者に対して有利となるような入札要件はない。
- (4) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成している。
- (5) 従来経費からの節減額は単年度当たり7,993,770円(3.2%)であり、効率的な業務運営により経費削減の効果が上がっている。

上述のとおり、本事業は、確保されるべき質に係る目標等を達成しているが、入札が1者であったことを踏まえ更なる競争性の確保に努めていくことが必要と考える。

また、本事業は、これまでに様々な改善を実施していることからすると、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ1(2)に規定されている「市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事業」に該当するものといえる。

そうとすると、本事業については、市場化テストを終了させていただき、今後は、当庁の責任において事業を実施することとしたい。

なお、市場化テスト終了後においても、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上及びコストの削減等を図る努力をしてまいりたい。

(別紙 2) 自己チェック資料

平成 30 年 7 月 3 日
特許庁審査業務部商標課

民間競争入札実施事業
「商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）」の
自己チェック資料

① 競争性改善上のチェックポイントの対応状況

チェックポイントの「●」（重点項目）について、全 8 項目に対応した。

- (1) 事業分割について検討したが、分割すると作業効率が悪くなることや、分割することにより、事業者ごとに同じ作業環境を用意しなければならず、費用がかさむことになること等を理由に事業分割を導入しなかった。
- (2) 競争性の阻害要因の排除については、「落札決定後の準備期間に事業の実施方法に関する講習等を求めた場合、特許庁担当者は民間事業者とその内容、方法等について協議の上、支援を行うこととする。」という記載を実施要項に明記した。
- (3) 実施要項の評価項目における加点について、確保できる人数が多いほど有利になる点を是正。
- (4) 入札参加グループでの入札参加を認めた。

② 更なる改善が困難な事情の分析（該当がある場合のみ）

○業務内容の専門性等から、当該業務を実施可能な事業者が極めて限定されると事業主体が考えているケース

→当該事業の受託事業者：一般財団法人日本特許情報機構

- ・開始年度は平成 10 年度から。上記法人の設立年度は 1985 年（昭和 60 年）8 月 1 日。
- ・初めて受注した年度は平成 10 年度。審査処理促進のために、基礎調査の一部について、民間活力を利用する必要性が生じたため。
- ・本事業は事業開始から平成 18 年度までは単純随意契約、平成 19 年度は企画公募による随意契約、平成 20 年度は単純随意契約、平成 21 年度から 24 年度は総合評価方式による一般競争入札、平成 25 年度～27 年度、平成 28

～30 年度は市場化テスト。

- ・実施可能な事業者が極めて限定される要因としては、大きく分けて以下の 2 つの要素だと考える。

- ① 商標法、商標審査基準、ウィーン図形分類、図形検索等の高度な専門知識を有する者（管理者 1 名以上。また、少なくとも調査者の 4 分の 3 は「ウィーン図形分類」、「図形商標の検索」等の専門知識を有する者。）を配置しなければならないこと。
- ② 現状、大量のデータを毎週発注しているところ、一定の品質を保持しつつ、安定的かつ継続的にデータを納品していただく必要があるため、図形端末の調達や作業を効率化させる特殊設備の構築が必要不可欠であり、多額の準備資金が必要であること。

また、入札不参加事業者へヒアリングを行ったところ、商標に精通した者を常に抱えているわけではないことや必要な人材が確保できなかったこと等が理由として挙げられた。

【参考】（一財）日本特許情報機構の概要

1970（昭和 45）年の国会において、公開制度を含む特許法の一部改正が可決成立し、併せて膨大な特許情報をコンピュータの利用により迅速に処理・提供するための機関を設立する必要性が全会一致で決議されたことにより、政府および経済団体連合会を中核とする民間の財政的協力の下、財団法人日本特許情報センター（Japatic）が設立された。

この日本特許情報センター（Japatic）と社団法人発明協会（JIII）の特許情報サービス部門が、1985（昭和 60）年に、統合して誕生した、事業としては、(1)特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館からの受託事業、(2)産業財産権情報サービス事業、(3)特許文献の翻訳及び検索技術の精度向上と効率化を図るための研究・開発事業等を行っている。

本事業については、事業を開始した平成 10 年度から継続して受託している。

なお、平成 29 年度正味財産増減計算書によると、経常収益に占める本業務の割合は、3.7%であった。